

京都市会計管理者訓令第1号

会 計 室

区会計管理者

会計管理者事務の専決等に関する規程の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

京都市会計管理者 山中 博昭

第4条中「専決事項」の右に「(前条第1項の規定により代決する場合を含む。)」を加え、「または」を「又は」に改める。

別表会計室長の項第1号中「30,000,000円」を「80,000,000円」に改め、同項中第3号から第5号までを削り、第6号を第3号とし、第7号から第9号までを3号ずつ繰り上げる。

同表会計室次長の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

同表会計室次長及び担当課長の項第1号中「5,000,000円」を「20,000,000円」に改め、同項第4号中「(企業会計への繰出金の支出命令を除く。)」を削り、

「カ 賃金

キ 償還金利子及び割引料 「カ 償還金利子及び割引料

ク 繰出金 を キ 光熱水費 に改め、同項中第5号を

ケ 光熱水費 ク 通信運搬費 」

コ 印紙購入費

サ 通信運搬費 」

削り、第6号を第5号とし、第7号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

(会計室)